

令和2年2月10日

第32回水俣市農業委員会

第32回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」

- 2 開催日時 令和2年2月10日
開会 9時27分
閉会 9時44分

- 3 出席委員
農業委員 12名 1番 元村 善二 君 8番 山澤 親徳 君
2番 松本 公昭 君 10番 坂本 隆司 君
3番 松田 時義 君 11番 池田 郁雄 君
4番 戸次 治夫 君 12番 田畑 和雄 君
5番 田上 哲人 君 13番 友田 勝久 君
6番 森口 信二 君 14番 中村 清治 君
推進委員 13名 15番 向田 博 君 23番 山口 初憲 君
16番 草野 武雄 君 24番 前田 仁 君
17番 竹下 正治 君 25番 淵上 民雄 君
18番 野間 勝 君 26番 森下 義孝 君
19番 山内 秋光 君 27番 下鶴 信雄 君
20番 溝口 幸一 君 28番 古里 一幸 君
22番 坂口 新一 君

- 4 欠席委員
農業委員 2名 7番 廣島 康雄 君 9番 苗床 勝美 君
推進委員 1名 21番 前島 春美 君

- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 報告事項(1) 農地転用許可後の工事の完了について
議第124号 非農地判定について
議第125号 農地法第5条の許可申請について

- 6 農業委員会事務局
局長 宮崎 博巳
参事 本村 広揮

議 長
(元村善二君)

おはようございます。
それでは早速ですが、第32回水俣市農業委員会会議を開催いたします。

本日の出席農業委員は、12名です。
欠席農業委員は、7番の廣島委員、9番の苗床委員です。
よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。

本日の署名委員は、13番の友田委員、14番の中村委員にお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員の欠席者は、21番前島委員です。

議事に入る前に、農業委員会憲章を、指名した農業委員に、読み上げていただきます。本日は3番の松田委員にお願いします。

3番委員
(松田時義君)

・農業委員会憲章
一つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。以上です。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局長
(宮崎博巳君)

はい、議長。

議 長

はい、事務局長。

事務局長

おはようございます。報告事項について御説明申し上げます。

報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了についてでございます。

議案書は1ページになります。

5件ございますけれども、表の左側1列目の会議におきまして御審議いただき、その後、右隣の日付で許可を受けた5件につきまして、それぞれ右側2列目の日付で、工事完了報告書の提出がございました。そこで、右端にありますけれども、確認日におきまして、現地調査をいたしましたところ、許可内容のとおり工事が完了しておりましたので御報告申し上げます。

以上でございます。

議 長

はい。ありがとうございました。
報告事項が終わりましたので、ただいまより、議事に

入ります。

議第124号、非農地判定について、議第124号を議題といたします。

本議題は、令和元年度、耕作放棄地解消緊急対策事業により行った非農地の調査で、今回は7区の中鶴地区、12区、13区について、非農地の審議を行うものです。

現地調査を行った委員より説明をお願いします。

まず、7区中鶴地区を、6番、森口委員にお願いします。

6番委員
(森口信二君)

はい。

議 長

はい、6番、森口委員。

6番委員

おはようございます。

議第124号、非農地判定について、1番から16番を説明いたします。

大字中鶴地区の農地利用状況について、初めて私が令和元年9月に一筆調査で現地に入りました。この耕作状況のB分類が非農地化判定のため、令和2年1月に再度、現地に入り調査してまいりました。調査の結果、申請の1番から16番は森林及び原野化し、荒廃した農地で、復元が難しいと判断してまいりました。

申請地につきましては、7ページから10ページをご覧ください。

以上で、説明を終わります。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。

次に12区、13区を2番、松本委員にお願いします。

2番委員
(松本公昭君)

おはようございます。

議第124号、非農地判定について、番号17番から26番までを説明します。

17番から21番までが農地利用最適化推進委員の淵上民雄さんが調査をされており、22番から26番までが私が調査をしました。

昨年、石坂地区と葛渡地区は、淵上さんと一緒に全体を二人で回りまして、なんせ件数が多かったものですから、やっぱり判断に迷ったところもありまして、これが去年の一筆調査でB分類だったところがまた少し出てきましたので、それが今回、あがっております。

場所は、11ページから14ページになります。

現地調査の結果、全筆とも山林、原野化しており、農地への復元も難しく、たとえ復元したとしても、農地として継続的な利用も期待できない状況になっています。

以上で、非農地判定ということにしてまいりましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。
担当地区の推進委員の方から、何か補足説明がありましたらお願いします。

25番委員
(淵上民雄君)

2回目の非農地判定ということで、委員の松本さんからありましたが、石坂川地区を一応説明したいと思いません。

17番から21番までです。17番の所有者ですが、これは高齢で、機械等々できないということと、まずそこから辺の乗り入れというか、道がないということで、非農地にしました。

それから18番は急傾斜ということで、今、山林化しております。機械も入らないということで、非農地としました。19番、これも小さい面積なものですから、機械とか入れない状態の傾斜地であります、ということで、非農地としました。

それから、次が20番、やはりこれは山林原野化ということで、そこは娘さんが一人おられて、勤めておられますので、機械は入れますけれども、耕作をできないという理由でした。

それから、21番。この方も、先日亡くなられて誰もいませんので、それと現地は道がないということと、周囲が大きな杉林になっておりますので、日照、日も当たらないということで、非農地にしました。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。
関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見ございませうか。

(なしと言うものあり)

議長

御質疑、御意見もないようですので、議第124号、非農地判定については、非農地として通知してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第124号、非農地判定につきましては、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、非農地として通知いたします。

次に移ります。

議第125号、農地法第5条の許可申請について、議第125号を議題といたします。関係委員の説明をお願いします。

10番、坂本委員。

10番委員
(坂本隆司君)

おはようございます。

議第125号、農地法第5条申請の1番と2番について説明いたします。

譲渡人、譲受人、土地の所在は議案書記載のとおりです。4筆あります。地目、台帳、現況とも田でございます。4筆合わせまして1,979㎡。

2番が同じく、譲渡人、譲受人、土地の所在は議案書記載のとおりです。地目、台帳、現況とも田でございます。面積が645㎡。転用目的、転用理由、資金計画につきましては、議案書に記載のとおりでございます。農地区分につきましては、第2種農地でございます。

申請地は17ページをご覧ください。

現地調査を、4日の日に、事務局と草野さん、それと私、3名で調査してきました。

ここは、まず田んぼになっておりますけれども、ちょっと時間がありましたので、一番上までのぼりましたけど、この地域は全然、田畑の耕作はしてございません。今、さっき非農地のほうで、7ページのほうに載っている非農地の上側のほうも、ほとんど耕作されていなくて、今、非農地判定がされましたところでございます。そして、田んぼでありますので、雨水のほうは、田んぼでありましたので、国道の方に流れるようになってはおるんですけれども、また特別に排水のほう、こっちのほうに流れるような計画でございます。従いまして、農地法第5条の許可基準により、太陽光発電を設置しても問題はないと判断してまいりましたので御審議のほどを、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

担当地区の推進委員の方から補足説明がありましたらお願いします。

(なしと言うものあり)

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第125号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可相当と判断し、本会の意見として、決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第125号、農地法第5条の許可申請については、本会の意見として、決定いたします。

これをもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第32回水俣市農業委員会会議を終了いたします。

お疲れさまでした。

では、あと、男女共同参画の研修があります。よろしくお願ひします。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員